

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】

2

◇ 公営競技局

- 北九州市自転車競走実施条例施行規程の一部を改正する規程【公営競技局競輪事業課】

3

◇ 人事委員会

- 初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】

4

- 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】

6

北九州市公告第541号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月23日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和元年12月23日 第944901号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区下石田一丁目1 418番	53.0	6.00
北九州市小倉南区下石田一丁目1 418番、1406番1の一部、 里道の一部	17.0	6.01~7.07

北九州市公営競技局管理規程第4号

北九州市自転車競走実施条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月23日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市自転車競走実施条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自転車競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第4号を削る。

付 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和元年 12 月 20 日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第 5 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 41 年北九州市人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 13 のアの表中

「

118		84				
119		85				
120		85				
121		86				
122		86				
123		87				
124		87				
125		87				
126		88				
127		89				
128		90				
129		91				

を

」

「

118		84	82			
119		85	82			
120		85	82			
121		86	82			
122		86	82			
123		87	83			
124		87	83			
125		87	84			
126		88				
127		89				
128		90				

に改める。

1 2 9		9 1				
1 3 0		9 2				
1 3 1		9 3				
1 3 2		9 4				
1 3 3		9 5				
1 3 4		9 5				
1 3 5		9 6				
1 3 6		9 6				
1 3 7		9 7				

別表第 1 3 のキの表昇格後の号給の 2 級の欄中

5 4
5 4
5 5
5 5
5 6
5 6
5 7

を

5 3
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5

に改

める。

別表第 1 4 の A の欄中「4」を「5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和元年 1 2 月 2 3 日から施行する。ただし、別表第 1 3 のアの表の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、別表第 1 4 の A の欄の改正規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 3 のキの表の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第6号

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年北九州市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第8のウの表中

1 1 8		8 4	
1 1 9		8 5	
1 2 0		8 5	
1 2 1		8 6	
1 2 2		8 6	
1 2 3		8 7	
1 2 4		8 7	
1 2 5		8 7	
1 2 6		8 8	
1 2 7		8 9	
1 2 8		9 0	
1 2 9		9 1	

1 1 8		8 4	8 2
1 1 9		8 5	8 2
1 2 0		8 5	8 2
1 2 1		8 6	8 2
1 2 2		8 6	8 2
1 2 3		8 7	8 3
1 2 4		8 7	8 3
1 2 5		8 7	8 4
1 2 6		8 8	
1 2 7		8 9	
1 2 8		9 0	
1 2 9		9 1	
1 3 0		9 2	
1 3 1		9 3	
1 3 2		9 4	
1 3 3		9 5	
1 3 4		9 5	
1 3 5		9 6	
1 3 6		9 6	
1 3 7		9 7	

める。

5 4
5 4

5 3
5 4

別表第 8 のエの表昇格後の号給の 2 級の欄中

5 5
5 5
5 6
5 6
5 7

を

5 4
5 4
5 5
5 5
5 5

に改め

る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和元年 1 2 月 2 3 日から施行する。ただし、別表第 8 のウの表の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 8 のエの表の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。